

予算審査特別委員会報告

予算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本特別委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

はじめに、本特別委員会の経過を御報告いたします。

本特別委員会は、令和3年度当初予算に関する審査を目的として本年2月22日に設置され、3月10日に議案第4号から議案第23号まで、本特別委員会に付託されました。

その後、総括質疑、5分科会での詳細審査を経て、3月22日に各分科会長報告、討論・採決を行い、本特別委員会での審査を終了したところであります。

各分科会報告では、御手元に配付のとおり各分科会の審査の過程で出された13項目にわたる要望等が報告されたところです。

それでは、各分科会報告の中から、次の5点を本特別委員会の要望等として申し上げます。

1点目は、ファシリティマネジメント推進事業費についてであります。

本事業は、少子高齢化・人口減少社会を迎え、財政規模の縮減が予想される本市にとって、公共サービスの維持、次世代の負担軽減等に資する取組であり、重要な事業であると考えます。

しかしながら、施設の延べ床面積の縮減を目指す鳥取市公共施設再配置基本計画は、策定から5年が経過したものの、延べ床面積は増加しており、計画を加速させ、進捗を図る必要があります。

今後は、外部専門委員会で、検討を行うに当たっては、老朽化した施設の方向性や廃止施設の解体時期について検討し、市民の理解を得ながら、計画的に事業を進めていただくよう求めます。

2点目は、地域の「話し愛・支え愛」推進事業費についてであります。

本事業は、身近な地域において、住民が支え合う場づくりを進めるとともに、住民の福祉意識を醸成し、担い手を育成する基盤を構築する取組であり、地域福祉活動の活性化を図るために大変重要であると考えます。

地域における福祉の「話し合い」「支え合い」「学び」の場づくりを、市と鳥取市社会福祉協議会が協働で推進するとの説明を受けました。

鳥取市社会福祉協議会では、この他にも「高齢者福祉・ボランティアバス運行事業」な

ど多くの事業を抱えております。新事業の実施に当たっては、鳥取市社会福祉協議会や地域の負担感のないよう十分に配慮し、市は主体性を持ち、鳥取市社会福祉協議会と地域と一緒に事業に取り組んでいただくことを望みます。

3点目は、危険ため池廃止事業費についてであります。

本事業は農業用として利用されず、豪雨や地震で決壊した場合に人命や人家に被害を及ぼすおそれのある危険ため池を廃止し、防災・減災対策を図る事業です。令和3年度は「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく10年間の改修整備等の取組が始まる年でもあり、本市においては3か所の廃止が予定されています。

来年度中には県の耐震・豪雨対策調査が完了し、対策が必要なため池については優先度をつけ、県と市で役割分担をして改修工事を行っていくとのことですが、危険ため池の対策は人命を守る防災・減災対策の非常に重要な取組であります。廃止工事及び改修工事実施に際しては、ため池を利用する農業生産者との調整が必要であるため時間がかかることですが、スピード感を持って取り組んでいただくことを要望します。

4点目は、樋門管理費についてであります。

近年、全国的に豪雨による浸水被害等が発生する中、樋門管理は、市民が安全に安心して暮らす上で、さらに重要性が増しております。

本市は、河川の樋門と排水機場を合わせ185か所の管理を委託していますが、その管理人の高齢化による後継者の確保や育成、ベテラン管理人のノウハウ伝達や管理の自動化等が課題と考えます。

過去には、樋門操作により、道路冠水が発生した際、関係機関との連携が図れていなかった事例がありましたが、本市は、樋門管理についての講習会や意見交換会の実施、また、国県に対して操作マニュアルの統一化や自動開閉式ゲートの設置を要望するなど、適切な樋門管理が実施されるよう取り組んでいるとのことです。

引き続き、管理人の後継者確保と育成を行うとともに、樋門操作と内水排除の連携を強化し、国県とも緊密な連携を取り、災害対応に万全を期すよう要望します。

最後に、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業費及び旧本庁舎・第二庁舎解体事業費についてであります。

令和3年度は、跡地活用策について一定の方向性の提示に向け取り組む重要な年となります。

市民の貴重な財産である旧本庁舎・第二庁舎跡地の活用策を検討するに当たり、市民の声を最大限酌み取るための方策の検討や分かりやすい情報提供に努め、市民会館等の在り

方の検討状況も踏まえた形で跡地活用策の検討を進めていくよう要望します。

あわせて、旧本庁舎・第二庁舎の解体撤去の際には、安全面に十分配慮しながら進めていくよう求めます。

それでは、審査の結果を御報告いたします。

- 議案第 5 号 令和 3 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 3 年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 3 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 3 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 3 年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 3 年度鳥取市土地取得費特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 3 年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 3 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 3 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 3 年度鳥取市温泉事業費特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 3 年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 3 年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 3 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 3 年度鳥取市電気事業費特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 3 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 3 年度鳥取市工業用水道事業会計予算
- 議案第 22 号 令和 3 年度鳥取市下水道等事業会計予算
- 議案第 23 号 令和 3 年度鳥取市病院事業会計予算

以上 18 案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、

- 議案第 4 号 令和 3 年度鳥取市一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 3 年度鳥取市水道事業会計予算

以上 2 案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、執行部におかれましては令和 3 年度当初予算の執行に当たり、費用対効果、市

民への説明責任などを念頭に置きながら、市民生活、福祉の向上に鋭意取り組まれるよう要望するとともに、各分科会からの報告に対して適切に対応されることを求めて予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。